

平成 30 年度 はばたきの郷 八王子自立ホーム 事業計画

I 基本の考え

八王子自立ホームは、平成 29 年 4 月に民間移譲され 2 年目を迎える。

これまでの公的な役割（幼い時からの全身性障がい者を積極的に受入れ、利用者の権利の尊重と独立した生活の保障等）を継承するとともに、民間ならではの効率性や創意工夫を加え、より多様な障がい者のニーズに的確に答えていくことが求められている。

また、これからの「八王子自立ホーム」は、これまで開設以来徹底してきた“磨く”“食べる”“生きる”を基本に一人ひとりの意思や願いに基づいた生活の尊重を推し進め、利用者本位のサービスの提供と利用者への援助・支援における指針として、利用者の高齢化、障がいの重度化への適切な対応が求められている。

自立ホームの利用者状況（入所利用 30 名）では、平均年齢 55 歳 平均支援区分は 5.75（2 月末現在）となった。もともとの障がいに加え、加齢やその後の病気等により体力とともに身体機能の低下が進んでいる。嚥下機能の低下に伴う食事形態の変化や医療的ケアへの対応などは利用者の生活への影響も大きい。

こうした利用者を取りまく様々な状況を踏まえ、利用者の自らの意思決定への支援と最善の利益を確保するための取り組みを推進する。

また、利用者支援の要となる人材確保については、社会福祉を取り巻く情勢を背景に深刻な状況である。人材確保および人材育成・定着については課題を明確にして取り組んでいく。

[平成 30 年度の事業]

- 「障害者支援施設」はばたきの郷 八王子自立ホーム
施設入所支援（30 名）生活介護（35 名）短期入所（1 床）

【根拠法令】

障害者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 5 条の 11

【事業の指定】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 38 条の 1 に基づく事業の指定

- ・施設入所支援・生活介護 : 指定日 平成 29 年 4 月 1 日 1312403619 八王子市
- ・短期入所 : 指定日 平成 29 年 6 月 1 日 1312403619 八王子市

1 「自立ホームサービス」の基本方針

① 一人ひとりの利用者を大切にすること

住む（就寝起床・入浴・トイレ・生活環境の整備）・食べる（食生活）の基本項目を中心に、休む・楽しむ・憩う・安らぐ・癒すなどの生活機能を基本として、利用者（本人）自身の居場所のある暮らしをつくることを目指す。

② 利用者の独立した生活を援助・支援すること

いかなるハンディがあっても、利用者自身が自分の持てる力を最大限発揮し、「所属」と「存在」が保障されることを通して独立した生活を促し、その人らしく生きることを支える。

③ 自立ホームの基本理念である「磨く」「食べる」「生きる」を実践すること

自立ホームでの暮らしの意味を、単に、生理的な欲求の充足のみに求めず、そこに住み・安らぎ・癒され・認められ・満たされることを大切に、そして、それらを自らが選択し、決定し、行動することを通して、「依存から独立へ」の生活を目指して支え合うことを実践する。

「磨く」：建物設備をピカピカに磨くことをとおして人間の心も一緒に磨くこと。

また、万病の基を断つ歯磨き・口腔ケアにしっかり取り組むこと。

「食べる」：その季節の物を、しっかりおいしく食べて健康を維持・増進していくこと。

「生きる」：どんなに障がいも重くても、生きなおしのきかない「生」を精一杯生きること。
そのために、日々の活動や行事、運動活動などに積極的に取り組み、人生を楽しむこと。

2 年間および各月の目標

【年間目標】

はばたきの郷 八王子自立ホームの「民間移譲」2年目にあたり、「障害者支援施設」（施設入所支援・生活介護）の確かな事業運営の展開と経営基盤の安定化を図るとともに、利用者への自らの意思決定への支援と最善の利益を確保するための取り組みを推進する。

また、ディサービス（生活介護枠の増）とショートステイ（短期入所）事業の具体化を実現するとともに、職員の安定的確保と育成、定着が図れるよう取り組む。

【各月の目標】

（4月）平成29年度からの八王子自立ホームの「民間移譲」に伴い、新たな地域支援策としてのディサービス（生活介護枠の増）やショートステイ（短期入所）枠の実施を含めた的確な事業運営に取り組む。

（5月）利用者の権利擁護と豊かな生活を保障するため、利用者への自らの意思決定支援と最善の利益を保証するための組織体制の再構築を実現する。

- (6月) 利用者一人ひとりの意向や願い、要望などを大切にし、独立した生活が営めるよう、援助グループの担当制を強化して日々の取り組みを具体化する。
- (7月) 「自立ホームの一大イベントの一つ目」として「2018 ニシハチ自立ホーム祭」を開催するとともに、すべての利用者への確かなサービスの提供を促進する。また、新たな地域支援策としてのデイサービス(生活介護枠の増)とショートステイ(短期入所)枠の受入れ状況を点検・整理して、問題があれば改善していく。
- (8月) はばたきの郷 八王子自立ホームを利用するすべての利用者の安心・安全を守ると共に、日々の生活における事故防止と災害対策を強化して「総合防災訓練」を実施する。
- (9月/10月) 国際福祉機器展やふれあい運動会、秋のバス旅行等、地域との共同活動の他、近隣商店街等への散策や買物外出等小グループでの戸外活動等の機会を設けて、利用者の生活に潤いと活力が得られるように取り組む。
- (11月/12月) 「自立ホームの一大イベントの二つ目」として年末ボッチャ大会や家族連絡会、クリスマス&忘年会の開催など、家族等との交流や連携の機会を設けると共に、平成30年度の事業計画を中間総括して、年末年始の執行体制を確立する。
- (1月) 新年を迎え利用者の「個別支援計画」の見直しと新年度に向けた「事業計画」の策定、準備を促進する。
- (2月/3月) 「自立ホームの一大イベントの三つ目」として「2019 自立ホーム大バザー会」の開催に取り組むとともに「民間移譲」2年目の八王子自立ホームの運営を事業面と財政面から見直す。引き続き利用者本位のサービス提供が実現できるよう、平成31年度に向けての「事業計画」を利用者の理解と協力を得て策定する。

3 はばたきの郷 八王子自立ホームの支援組織体制

八王子自立ホームの支援組織体制は、運営規程に基づき下記の職員を配置する。多様化する利用者状況に対応するため、適時、必要な職員の補充を行う。

◎ 八王子自立ホーム職員数 (平成30年4月1日 現在)

職 種 形 態	施設長 (管理者)	事務員	サービス管 理責任者	生活支援員	作業・理学 療法士	看護師	その他 (清掃等)	嘱託医	合計
常勤	1	3	1	21		2			28
非常勤				1	1		5		7
嘱託								1	1
合計	1	3	1	22	1	2	5	1	36人

また、施設の運営管理の組織体制として下記の各種委員会を設置する。

生活向上委員会	生活の主体者である利用者自身の活動を礎に利用者の要望や意見などを取りまとめ、その実現に向けて取り組む。
環境委員会	建物の維持管理のほか、日常的な環境整備や共用トイレ、入浴棟(浴室含)、洗濯棟(洗濯室含)、汚物処理室、廊下等の清掃等を推進する。
感染委員会	インフルエンザやノロウイルス、風疹等、施設内での感染防止対策の強化、汚物処理や手洗いの励行、消毒液の管理等必要な衛生対策を企画、推進する。
広報委員会	広報誌『はばたき』の発行の他、利用者有志による『スポ八』の編集協力、八王子自立ホームのホームページの管理と更新を行う。
陶芸委員会	陶芸窯の設置に伴い、粘土、釉薬などの計画的、節約的使用による陶芸活動ができるように取り組む。
防災委員会	利用者、職員の災害に対する意識を高め、非常時に備えた備蓄や事故防止に資するため、毎月の防災訓練の実施、防災点検や「防災だより」の発行などに取り組む。
食事委員会	“たべること”を大切にし、利用者の嗜好や季節の食材を活用した献立作り、食の文化を活かした食事作りに取り組む。
日中活動委員会	年間行事計画及び週間日中活動計画などの調整を図り、日中活動の充実に取り組む。(各日中活動は、Ⅱ「自立ホームサービスの提供体制 【利用者の生活を支える援助】 3 共同活動 [テーマ別日中活動] を参照)
事故等防止委員会	利用者の援助場面や自立ホームの運営場面などにおいて、日常的に気付いた事柄は「ヒヤリハット報告書」(気づきのレポート)として書き出し報告されている。これらの報告事項などについて、主任会議(兼事故等防止委員会)や援助会議等で検討し、事故等防止に向けた対策を講じる。
人材育成プロジェクトチーム	職員がやりがいを感じられ、長く働き続けられる職場づくりを推進するため、必要な人材の確保と育成、定着を図るための取り組みを検討し、実践できるよう環境整備を行う。

Ⅱ 「自立ホームサービス」の提供体制

[「障害者支援施設」 はばたきの郷 八王子自立ホーム]

1 定員・規模

○施設入所支援 (30名) : 入所利用者の夜間(17:00～翌 9:00)のケア

○生活介護 (35名) : 入所(短期入所含)および通所利用者について昼間(9:00～17:00)のサービス提供とする

○短期入所(1床) : 地域の在宅生活の障がい者を対象とした短期入所を受入れる。

2 支援の内容

具体的な支援にあたっては、入所、通所、短期入所の各利用者に対して、「個別支援計画」を作成し実施する。生活支援の体制として、入所利用者については、グループ担当制(複数職員による複数利用者の担当制)で実施する。

通所利用者については、通所利用者担当支援員による体制で実施する。

利用者の生活や活動にあたっては、これまでそれぞれが積み上げてきた経験や体験をもとに、限られた条件の中でも、障がい者自身が個々の状況に応じた生活を作り出し、意欲的、主体的に取り組んでいけるよう支援していく。

- (1) 利用者の生活に関わる援助は、利用者の現状を考慮し、入所(短期入所含む)利用者については 24 時間の職員配置体制（※夜間の職員は 2 名）をとる。通所利用者については昼間(9:00～17:00)の時間帯の職員配置とする。
- (2) 利用者(障がい者)の生活は、自らの障がいを認識し、利用者自らが自分の意思を決定できるような支援をするとともに、利用者にとっての最善の利益を保証することを基調として、組み立てていくことを基本とする。
- (3) 援助にあたっては、日々の清掃を徹底し心地よい住環境や活動の場を提供する。利用者の生活状況や日々のかかわりの中から、小さな変化や兆候にも早期に対応することに努め、利用者の個別状況を把握し、必要な援助を整えていく。
- (4) 虐待をはじめとする利用者の人権を侵害するような行為の防止に徹底して取り組む。
- (5) 援助側の思い込みや指導的対応は、利用者の意欲や意識を抑制する要素となるとの認識に立ち、援助にあたっては、利用者がどのような考えでどのように行動しているかといった個々の状況から対応していく。
- (6) 利用者と職員は共通の理解と認識から生まれる信頼関係に基き、生活の様々な課題に対して、共に考え、知恵を出し合い模索していくような取り組みに努める。
- (7) 利用者個々の生活と自立ホーム全体としての集団生活の意識をもって活動する。
- (8) 共同日中活動など、自立ホーム内の集団活動では、食事や行事、生活の様々な出来事等に利用者が意欲を持って取り組めるよう環境を整えていく。

[利用者の生活を支える援助]

1 『住むこと』(就寝起床・トイレ・入浴・生活環境の整備・食事など、生活の基盤となる援助)

(1) 就寝・起床 (入所・短期入所利用者)

就寝、起床は利用者個々の生活のリズムを作り、健康を維持し日々の活動に取り組めるよう支援する。「寝ること」「起きること」の他、定時の巡回や寝返り、トイレ介助などを適切に対応する。

(2) トイレの支援（入所・短期入所・通所利用者共通）

トイレに関わる援助は利用者それぞれの実態に即し、要請に応じて対応できるよう努める。

(3) 健康入浴（入所・短期入所・通所利用者共通）

入浴は健康を維持するための重要な要素との考えから、身体の清潔はもちろん、身体を温めることを通して、身体の緊張をほぐし、筋肉の柔軟性を維持し、関節の硬直化を防止したり、全身を活性化させて病気を予防したりするようにする。利用者個々の状況に即して実施する。リラックス活動タイムなどの取り組みを活用して、入浴前の体調確認から入浴後のケア（水分補給、薬塗りなど）も含めて一連の支援を行う。

(4) 生活環境の整備（入所・短期入所・通所利用者共通）

個々の生活空間である居室の定期的な片づけと清掃活動を実施する。汚れやにおいを取り除き、生活や活動の環境を整える。公共の財産である建物設備を大切に使用していく意識をもち取り組む。

活動室や仲間と共に過ごす共有部分、敷地内の環境整備については、定期的な清掃と設備等の点検等に努め環境を整える。

(5) 健康管理（入所・短期入所・通所利用者共通）

利用者の健康状態の把握や体調不良などについては、看護師による日々の健康管理を活用しながら、それぞれが自分の身体状況を知り自己管理や日々の生活に取り組めるよう支援を行う。

日常の医療的ケアは看護師により対応する。また、嘱託医による利用者健康診断、インフルエンザ予防接種を実施する。

利用者の急な不調や緊急時は、嘱託医や協力医、救急医療機関への通院等で対応する。

(6) 相談支援（入所・短期入所・通所利用者共通）

自立ホームのサービスに関する相談や、利用者の生活や支援に関する相談、健康管理に関する相談については、サービス管理総括責任者、サービス管理責任者、サービス提供責任者、生活支援員、看護師、OT等の各担当者による対応のほか、家族や外部の関係機関などとも連携し、迅速な対応と早期の課題解決に向けた取り組みに努める。

2 『たべること（食生活）』（入所・短期入所・通所利用者共通）

食事提供については、自立ホーム食事サービス支援体制として実施する。

平成 30 年度の厨房業務は「富士産業（株）」に委託して実施する。メニュー内容や提供方法を工夫し食事のための雰囲気作りと文化としての食事提供など食生活が充実する取り組みに力を入れていく。

利用者個々の状況に応じた支援では、食事介助などの直接援助から、食器や調理形態の変更などにも取り組む。

一日 3 食の食事を基本に、利用者が食生活による健康管理ができるよう努める。

(1) 栄養情報や食事の情報提供

食材や料理、食事に関する知識、理解を深めていくよう取り組む。

(2) 健康面、身体状況への配慮

医師からの指導や食事箋に基づくメニューや提供方法の変更等への対応、個々の状況に応じた食事介助や援助、食器や調理形態の変更などに取り組む。

これらは、食事サービス支援体制の中で「特別食等支援対応」として取り組む。

(3) 食事委員会

食事委員会を定期的開催し、食事に関する意見を集約する機会と位置付ける。嗜好だけでなく、日々の食生活を意識した大きな視点から考える場とする。

(4) 食事イベント(企画)

① 四季折々の味わい、暦や伝統文化、季節を感じる食事

1月	正月・七草	5月	端午の節句	9月	仲秋 敬老の日 秋分
2月	節分	6月	入梅	10月	体育の日
3月	ももの節句	7月	七夕	11月	文化の日
4月	花祭り	8月	土用	12月	クリスマス・おおみそか

3 共同活動 [テーマ別日中活動] (入所・短期入所・通所利用者共通)

(1) 各種会議

(入所利用者)：援助拡大会議(月1回) 全員会議

利用者の意見集約や発言の場として、課題や問題に対して共通認識を深め、解決にあたる。個人の意見を出しながら、全体の意見にまとめていくことを通して集団意識を高めていく取り組みとする。

(2) 各種委員会

前述の自立ホームでの活動や利用者の生活向上を目的として設置した各種委員会は利用者もメンバーとなり、自立ホーム全体として活動できるよう取り組んでいく。

(3) 運動活動

利用者個々の身体能力の機能維持や日常的な運動活動について取り組む。日常生活での運動活動(立位運動、ストレッチ、機能維持の運動など)に加え、定期的に OT (PT) や看護師の助言や支援を受けながら行う。

個別の運動メニューに関しては「個別運動計画書」に基づき実施する。

(4) 創作活動 (予定)

毎月の活動日を設定し定期的な活動を行う。全体会または各自のペースで居室内で活動することもある。個々の生活ペースや予定で参加するもの、ホーム全体での活動などを組み合わせて行う。

〈平成30年度実施予定の活動〉

- ① リラックス&スポーツクラブ：レクリエーションや障がい者スポーツ(ボッチャ)など
- ② 洋裁クラブ：ミシンを使用した作品づくり
- ③ 陶芸クラブ：陶芸作品の制作
- ④ 写真部：ホームの活動の記録(撮影)など
- ⑤ 外出：近隣外出(買い物、イベント)の企画 他
- ⑥ 個別外出：利用者個々の計画で外出する。(一人あたり年1回程度まで)
- ⑦ その他：趣味・教養・娯楽に関する活動を企画。

(5) リラックス活動タイム

利用者が日中居室でポツンとすごされている状態をなくすこと、寝たきりや褥瘡を予防し、他の利用者たちとの交流、軽い運動活動、テレビ視聴、入浴の順番待ち、水分補給など、月・水・金 午前中を中心に設定する。

(6) おしゃべりカフェ

コーヒーや紅茶をお供に、利用者をはじめ、参加者が会話やテーブルゲームなどを楽しむ。利用者間のコミュニケーションや交流を図る企画とする。

(7) 行事 (季節の行事)

季節の行事を設定し、年間を通して、利用者の生活に変化や潤いが持てるよ

うな取り組みを行う。

【平成30年度行事実施計画】

月	行事名	内容
4	開所記念日 ドライブ企画	「障害者支援施設」開所記念日食事会(4月2日(月)) (花見散策)
5	利用者健康診断	嘱託医による健康診断 (5月第2～4週)
6	初夏の散策 買物外出	少人数・小グループでの散策企画 夏に向けた生活準備
7	イベント①	「ニシハチ自立ホーム祭り」 7月16(月) 海の日
8	総合防災訓練 バーベキュー食事会	自立ホーム総合防災訓練、福祉避難所想定訓練 8月2(木)～3(金) 納涼夏の鉄板焼き
9	秋の旅行会 月見会	日帰りバス旅行 9月18日(火) 俳句大会・食事会
10	ふれあい運動会 福祉機器展見学 インフルエンザ ^a 予防接種	第35回ふれあい運動会に参加 10月6日(土) 第44回国際福祉機器展の見学 10月11日(木) 10月中旬から下旬
11	買物外出	冬に向けた生活準備
12	イベント② クリスマス&忘年会	年末ボッチャ利用者家族ペア大会&家族連絡会 12月1日(土) クリスマスと忘年会を兼ねた食事会
1	おせち会食 新春の集い 冬の鍋会食1	元旦の食事会 新年会(食事会) 不足しがちな野菜をおいしく楽しく食べる、鍋会食
2	節分 冬の鍋会食2	まめまき 2月1日(金) 不足しがちな野菜をおいしく楽しく食べる、恒例鍋会食
3	春の旅行会 イベント③	日帰りバス旅行 3月5日(火) (※選択希望参加) 「八王子自立ホーム大バザー会」 3月21日(木)春分の日

○ 日程については予定であり、実施に当たって調整する場合がある。

○ 通所利用者については、個別の利用計画に基づき、行事等に参加する。

4 地域活動（地域交流活動）

（1） 地域社会との交流

地域行事への参加、ホーム行事へ協力参加、中学生職場体験の受入れなどを通して、地域との交流を深める。

自立ホームの日中活動の、「陶芸クラブ」や「おしゃべりカフェ」は地域貢献事業の一環として、地域の障がい者の方にも開放して実施する。

また、平成30年度は「2018 ニシハチ自立ホーム祭り」（7月16日海の日）や「2019 八王子自立ホーム大バザー会」（3月21日(木)春分の日）などにも取り組むことにしている。

〈平成30年度の地域行事参加予定〉

町内会夏祭り、八王子市総合防災訓練、障害者文化展(八王子市)、八王子障害者連絡協議会文化展、地域防災イベント、学生職場体験(受入)、ふれあい運動会など

（2） ボランティア等の受け入れ

自立ホームでの活動や、地域社会、社会資源の活用といった活動を補完するため、ボランティア等の受け入れを行う。(八王子社会福祉協議会・学生・地域など)

あわせて、ボランティアに参加いただいた皆様には、地域の社会資源としての自立ホームや地域で生活する障がい者を知っていただき、理解を深めていただく機会とする。

（3） 防災協定

「八王子市内障害者等入所施設連絡協議会」の一員として平成25年2月21日に八王子市と締結した「災害時要援護者等を対象とした避難所(二次避難所)施設利用に関する協定書」に基づく福祉避難所としての役割を担うべく引き続き取り組む。

5 建物管理

建物設備は、設備を大切に使用する意識を徹底し、清掃等の維持管理に努めていく。設備の故障や不具合は、利用者の生活に支障がでないよう修理を行なっていく。

主要設備は保守点検を行い維持する。エネルギーの適切な使用と節約により、ランニングコストの軽減を図る。それらを次年度以降の運営に反映できるよう引き続き取り組む。

【平成 30 年度建物管理計画】

月	清掃・消毒等	庭園管理	点検・その他
4	厨房床清掃・害虫駆除		EV 消防設備・非常通報点検
5	床清掃・厨房床清掃・害虫駆除 空調フィルター清掃		受変電設備点検
6	厨房床清掃・害虫駆除 受水槽清掃		
7	床清掃・厨房床清掃 害虫駆除 空調フィルター清掃	除草	EV 受変電設備点検
8	厨房床清掃・害虫駆除・大掃除	除草	空調点検
9	床清掃・厨房床清掃・害虫駆除 空調フィルター清掃	除草	受変電設備点検
10	厨房床清掃・害虫駆除	除草	EV
11	床清掃・厨房床清掃・害虫駆除 空調フィルター清掃	除草	受変電設備点検
12	厨房床清掃・害虫駆除 大掃除		
1	床清掃・厨房床清掃・害虫駆除 空調フィルター清掃		EV 受変電設備点検 消防設備・非常通報点検
2	厨房床清掃・害虫駆除		
3	床清掃・厨房床清掃・害虫駆除 空調フィルター清掃	除草	受変電設備点検

*その他の設備点検： ナースコール設備点検（年1回） 機械浴・チェア浴設備点検（年1回）
天井走行リフト点検（年1回）

6 防災活動

防災訓練を毎月実施し、あわせて利用者也参加する防災委員会による会議を定期的開催し活動していく。訓練では大規模災害を想定した訓練や災害時の疑似体験などの機会も取り入れていく。利用者の日常生活や職員の業務にあたっては火災や事故を起こさない「予防意識」を徹底し、利用者個々の状況はもちろん、その日、そのときの状況に柔軟かつ迅速に対応できるよう、各自が任務と役割を意識して対応できるようにする。

なお、「八王子市内障害者等入所施設連絡協議会」の一員として平成25年2月21日に八王子市と締結した「災害時要援護者等を対象とした避難所(二次避難所)施設利用に関する協定書」に基づく福祉避難所としての役割を担うべく引き続き取り組む。

【平成30年度 防災訓練計画】

月	対象者	消防署	訓練種別	内容
4	利用者・職員		図上訓練 配置訓練	防災計画の周知徹底 自衛消防隊 非常口、誘導燈、消火器の位置、消防設備の確認
5	利用者・職員		部分訓練	非常放送設備の取り扱い及び通報訓練(模擬) 夜間非常連絡および緊急連絡網の練習
6	利用者・職員	○	部分訓練	応急救護
7	利用者・職員	○	点検 部分訓練	非常持ち出し袋、防災用品の点検(補充・廃棄) 水消火器を用いた消火訓練
8	利用者・職員	○	総合訓練	「自立ホーム総合防災訓練」(1泊2日) 非常食の試食体験・災害時二次(福祉)避難所
9	利用者・職員		部分訓練 点検	ホーム内各室、利用者居室の点検 防災用品の点検(施設)
10	利用者・職員		総合訓練 (地震訓練)	(昼間想定)地震発生 厨房より出火→通報・初期消火・避難誘導
11	利用者・職員		点検	防災用品(各居室)の点検 災害時の備蓄、防災用品の点検
12	利用者・職員		総合訓練	(昼間想定) 館内より出火→通報・初期消火・避難誘導
1	利用者・職員		総合訓練	(夜間想定)職員2名時 館内より出火→通報・初期消火・避難誘導
2	利用者・職員	○	基礎訓練	ビデオ上映・講話
3	利用者・職員		総合訓練	(昼間想定)館内より出火→通報・初期消火・避難誘導 平成31年度 防災対策委員の選出

7 研 修

(1) 利用者を対象とした研修

利用者の生活向上を図り、日常生活に関わる内容で、毎月開催する「援助拡大会議」の時間を活用して実施する。

(2) 職員を対象とした研修

利用者支援をより充実させることを目的として、障がい者に対する人権意識の徹底を基本に、障がい者に対する理解を深める知識や生活に密着した援助技術の向上を目的とした学習会などを、毎月開催している「援助会議」の場などを活用して実施する。

新規採用職員に対する研修はもとより職員の人材確保、人材育成に関しては、内部研修の他、外部機関の研修などを活用していく。

(3) 見学および外部からの研修等の受入れ

見学の受入は随時対応する。資格取得等での施設実習、中学生の職場体験学習、高校生の就業体験(インターンシップ)等は関係学校、機関との調整で受入れを行う。

〈研修テーマの一例〉

対象	研修名・内容	備考
職員	障がい者虐待防止・権利擁護研修	八王子市
職員	東京都障害者支援施設等職員研修	東京都
職員	福祉職員職務階層別研修	東社協
職員	サービス管理責任者講習 相談支援従事者研修	東京都
職員・利用者	体の健康や生活に関すること	内部研修(月 1 回)
職員・利用者	福祉機器	国際福祉機器展ほか
職員・利用者	応急救護	
	地域行事への参加	

8 苦情解決・権利擁護・福祉サービス第三者評価

(1) 苦情解決・権利擁護

自立ホームでは、利用者からの問題提起や要望等を積極的に受け止めるため、全利用者及び職員で構成する「援助拡大会議」の中で議論を尽くすことにより、問題の解決にあたっている。加えて、苦情解決について、より透明性と客観性を持たせるため、苦情受付窓口の設置や第三者委員による毎月第 3 金曜日の苦情相談日の設置などの体制で実施している。

◎ 苦情解決第三者委員 : 猪俣武久 評議員 (平成 30 年 3 月現在)

(2) 「福祉サービス第三者評価」の受審

また、福祉サービス第三者評価事業の受審により、施設運営や提供するサービスについての定期的な点検をし、サービスの質の向上に努めている。

9 利用者への虐待防止の取り組み

平成 28 年 12 月 20 日の全体会議で策定した「東京都八王子自立ホーム障がい者虐待防止対応マニュアル」に基づいて、職員は「自己チェックシート」により現状を把握するとともに、ケース担当グループで課題を意見交換し、援助会議の場でさらに議論を深め、改善策を実施できるよう取り組む。

また、研修として八王子市の虐待防止研修の受講などを積極的に活用する。

10 八王子自立ホーム人材育成プロジェクトチームの取り組み

職員を安定的に確保し、組織体制を強化していく取り組みの一つとして「八王子自立ホーム人材育成プロジェクトチーム」を 29 年度に発足させた。

採用後の早期離職を食い止めるためには、利用者及び職員に対して、引き続き、人権に対する取り組みを行いながら、さらに、個々の職員が自らの課題を明確にし、かつスキルアップがしていけるようにすることが必要である。会議の中では、①職員研修(新人・既存職員)の課題、②職員の組織体制(業務分担、チェック機能、人間関係に関すること)③業務の改善(日中活動、支援方法の改善等)などを課題に取り組む。メンバーは、支援現場の主力である各部署の中堅職員を中心に構成し、部門を超えて全体的な視点で検討を進める。